

## 議案第 5 4 号

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針について

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針

平成 2 4 年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

### 1 基本方針

平成 2 5 年度当初給食調理員及び用務員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

### 2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 5 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 又は第 2 8 条の 5 の規定に基づき常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

### 3 用務員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 7 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 5 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

- (2) 同一校における勤務年数が引き続き7年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

#### 提案理由

給食調理員及び用務員に係る平成25年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。